

令和5年2月15日

総務省における物品等の契約に係る指名停止措置について

総務省は、以下の事業者に対して、本日、物品等の契約に係る指名停止措置を行いました。

記

1 本件の概要

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、株式会社電通、株式会社セレスポ及び株式会社フジクリエイティブコーポレーションの役員等が、令和5年2月8日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反の容疑で逮捕されました。

これを受けて、「総務省における物品等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づき、下記のとおり指名停止措置を行いました。

2 対象事業者

- ① 株式会社電通
- ② 株式会社セレスポ
- ③ 株式会社フジクリエイティブコーポレーション

3 指名停止の期間

令和5年2月15日から令和5年11月14日まで（9か月）

（本件問い合わせ先）
総務省大臣官房会計課監査指導係
担当者：高橋、小松
TEL 03-5253-5135